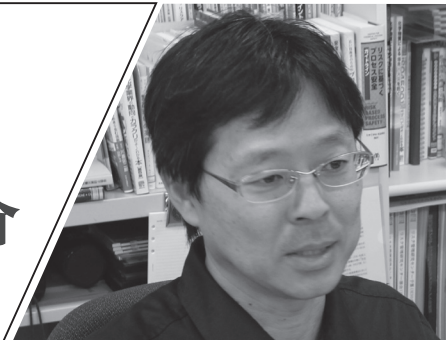


Interview

労働安全衛生総合研究所における 化学物質管理に関する研究活動の紹介



島田氏

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
リスク管理研究センター センター長 島田 行恭 (しまだ ゆきやす)

平成 28 年 6 月に改正された労働安全衛生法によって、対象となる化学物質のリスクアセスメントが義務化され、リスクアセスメントに取り組まれている方も多いと思います。今回は職場のリスクアセスメントとリスク管理に関する研究を行う労働安全衛生総合研究所 リスク管理研究センターの島田さまにお話を伺いました。島田さまは化学物質による火災・爆発を防ぐリスクアセスメントの研究に長年取り組まれています。

化学物質にはどのような危険があり、なぜリスクアセスメントを行う必要があるのか、加えてリスク管理やリスクコミュニケーションの進め方などお話いただきました。ぜひ一読いただき、化学物質による労働災害を防止するために、みなさまが現在取り組まれているリスクアセスメント、リスク管理について振り返っていただきたいと思います。

労働安全衛生総合研究所 リスク管理研究センター

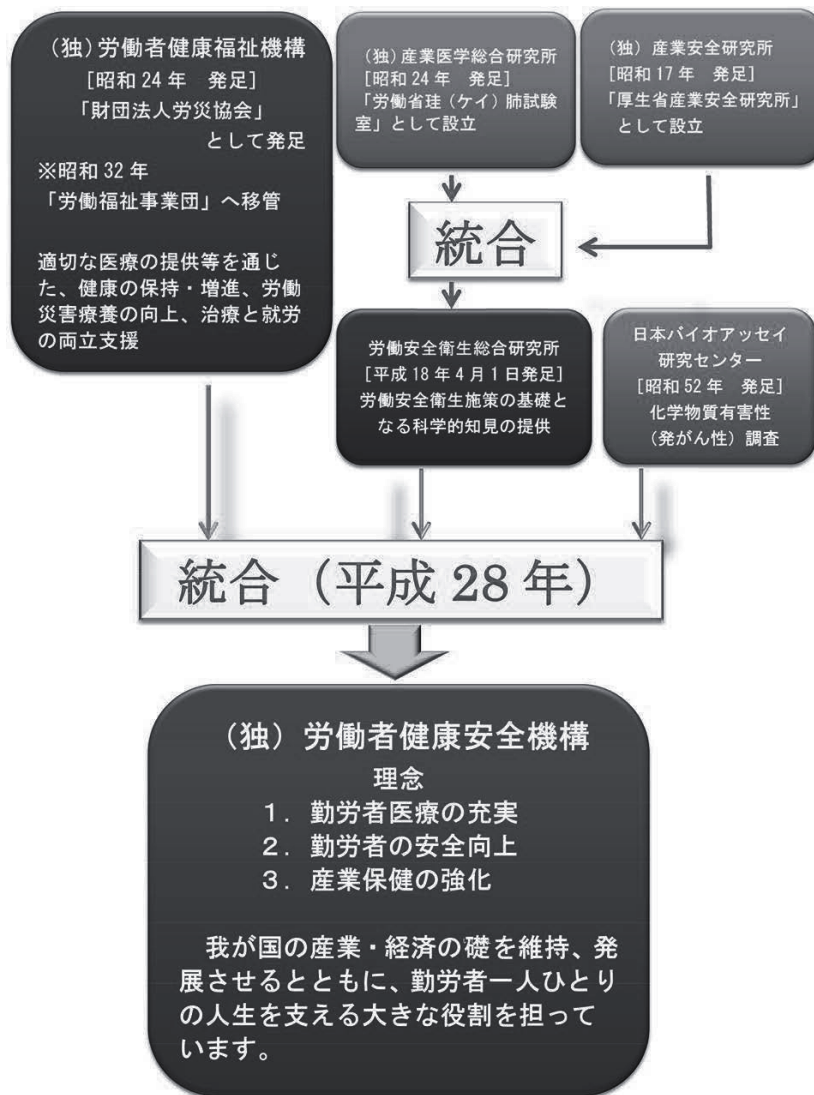
—— 本日はリスク管理研究センターさまの活動とリスクアセスメント、リスク管理の重要性についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

まず、労働安全衛生総合研究所さまがどのような研究所なのかご紹介いただけますでしょうか。

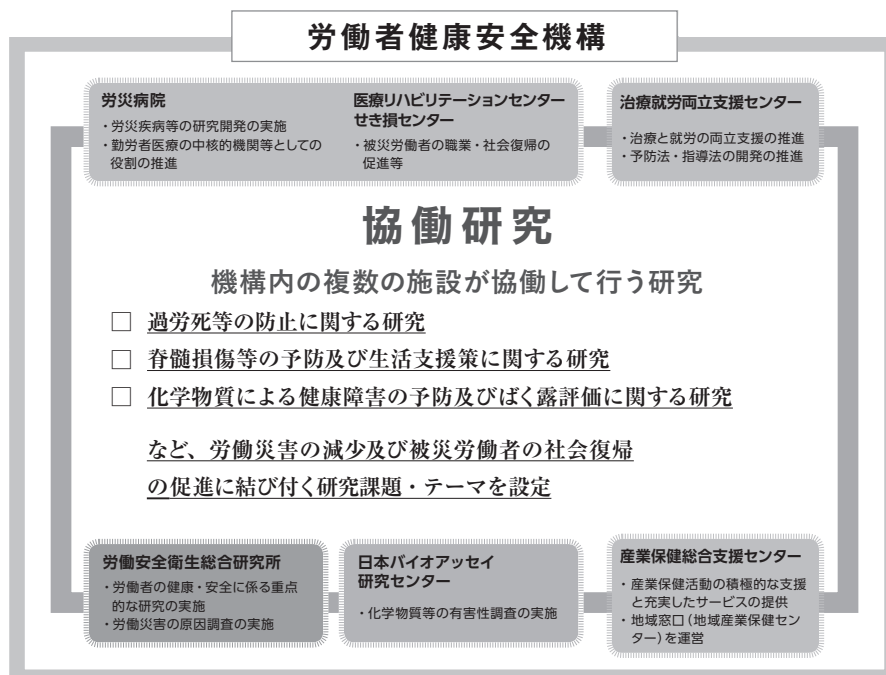
島田 よろしくお願ひ致します。労働安全衛生総合研究所は平成 18 年の 4 月に産業医学総合研究所と産業安全研究所という 2 つの研究所が合併し、発足しました。発足後 10 年間は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所として活動していましたが、現在は 3 年前

の平成 28 年 4 月に独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、日本バイオアッセイ研究センターの 3 つが統合された独立行政法人労働者健康安全機構内の研究機関となっています (図表 1: 次頁)。

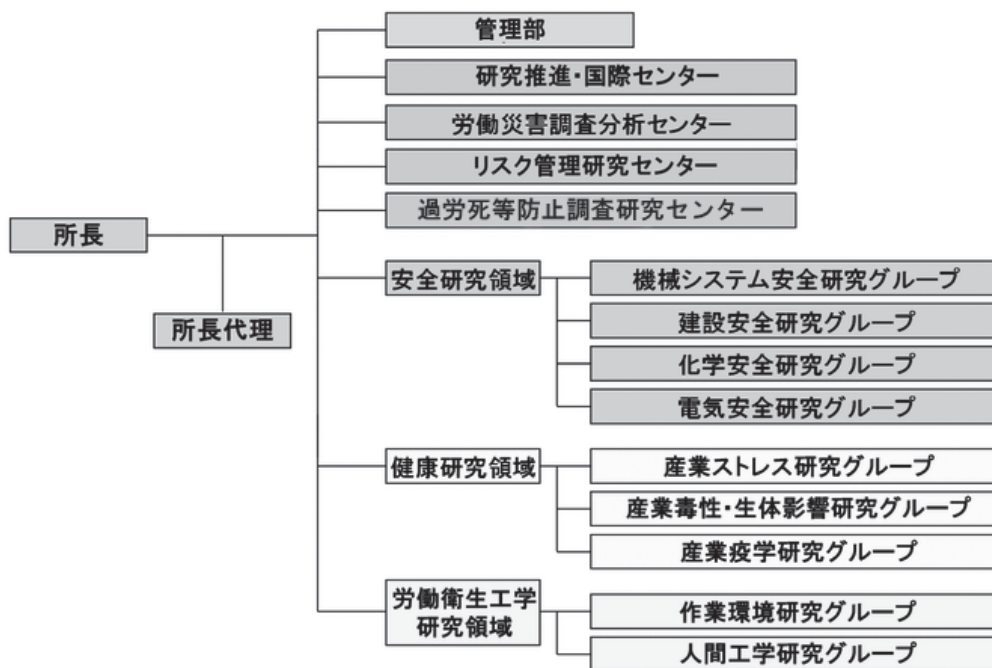
独立行政法人労働者健康安全機構では、労災病院や医療リハビリテーションセンターなどの運営も行っています。これらの臨床研究機能と、労働安全衛生総合研究所で研究している基礎・応用研究機能を合わせ、労働者の健康と安全に寄与する活動をしています (図表 2: 次頁)。



図表 1 (独)労働者健康安全機構の沿革



図表 2 (独)労働者健康安全機構の協働研究



図表 3 労働安全衛生総合研究所の組織図

労働者健康安全機構全体でみると、約1万6,000名従事している大きな組織ですが、労働安全衛生総合研究所だけでみると126名(うち研究員は86名)での活動となります。労働安全衛生総合研究所はこのように編成されています(図表3)。本日お越しいただいた清瀬地区の研究所には、主に安全に関する研究を行っているグループの研究施設があり、労働環境や研究対象ごとに機械システム安全、建設安全、化学安全、電気安全とグループ分けし研究をしています。私の所属する「リスク管理研修センター」は他の研究グループと横断的に連携し、リスク管理、労働災害防止のための調査研究などを行っています。

このように労働安全衛生総合研究所はグループやセンターなどに分かれて研究していますが、労働災害の防止、労働者の健康増進・職業性疾病に関する総合的な調査・研究を行っています。

—— 島田さまがセンター長を務めるリスク管理研究センターでは具体的にどのような活動を行っているのですか。

島田 はい。リスク管理研究センターは私を含め5名の研究員がそれぞれ活動しています。活動例をご紹介しますと、スーパーマーケットの調理場などのバックヤードは魚の処理によって床が水浸しになっていたり、揚げ物の油が床に飛び散っていたりすると労働者が転倒しやすい環境となっています。労働者の転倒原因の調査や転倒防止に関する研究を行い、その結果をもとに事業者向けのリーフレットを作成しています(図表4:次頁)。また、同じくスーパーマーケットなどで使用されるロールボックスパレットと呼ばれる人力運搬機の使用中でもよく労災事故が起きています。そのためこれまでに起きた事故の種類や負傷した作業員の作業経験年数などを調査し労災防止マニュアルを作成したり(図表5:次頁)、ロールボックスパレットを使用する際に着用するロールボックスパレット作業用手袋を開発しています。

GLOBIZZ CONSULTING(米国・カリフォルニア州) President
静岡大学 客員教授
春山 貴広 (はるやま たかひろ)

1. アメリカの法環境とカリフォルニア州の法規制

アメリカ合衆国は歴史的に1つの国家ではなく、独立戦争をきっかけに、13の植民地が連合したため、現在でも各州が強い権限を持っています。連邦国憲法と各州の憲法との二重の法体系は、日本の法慣習で考えると理解がしづらいですが、軍事や通商など一部を除き、各州はそれぞれの法制度で独自に運用されています。

カリフォルニア州は全米で3番目に大きな面積があり、これは日本の総面積よりも広いです。人口も毎年増えており、州南部はメキシコ合衆国との国境を接していて、また住みやすい温暖な気候も特徴的で、全米最大の4千万人弱が暮らしています。州の経済はGDP比で第5位のイギリスと第4位のドイツの間に入る規模であり、市場としても魅力的なことがわかります。そんな中で、消費者や労働者の保護・権利が強いことでも知られており、近年は環境保護でも他州と比べ先進的な取り組みが多いことでも知られています。

1986年に開始されたカリフォルニア州法プロポジション65(通称:PROP65)は、主に発がん性や生殖毒性物質から市民を守るための法律です。これが約30年の年月を経た現在では、規制の内容が随時更新される点や、法律の運用方法が民間の申し立てから成っている点、更に罰金が州と原告で折半される点な

どについて、複雑かつ様々な議論を生んでいます。米国で製品を販売する製造業者にとって、カリフォルニア州を避けて行うことは実質的に難しく、結果として米国での製品投入は、この分野では最も厳しいと言われるカリフォルニア州のPROP65に対応することを前提にビジネスを行わなければなりません。

カリフォルニア州 環境保護庁 環境健康有害性評価局(Office of Environmental Health Hazard Assessment、通称:OEHHA)は、人体に有害とされる化学物質をリスト化し、これらを含む商品・環境(公園・駐車場・商業施設など)に警告表示を行うことで、悪影響についての公衆の意識を高め、製品から除去する機会を与えると考えています。但し、連邦法であるFDAや他州が違った見解や、より緩い基準を設けることもあり、PROP65については様々な議論がされています。筆者もカリフォルニア州在住の消費者の一人として、製品や店頭での公示が、消費者にどの程度の自己防衛としての効果をもたらしているか、不明と感ずることもあります。

当規制は、州が規制違反した企業に罰則を与えるだけでなく、民間団体や一般消費者が違反した企業を訴えることができます。そのため、示談金目当てと考えられる訴訟もあり、企業はこの対策を取ることが、自社に金銭的かつ名声上の被害を起ささないためにも重要になっています。一方で十分な知識を持たずに製品導入を行った結果、PROP65の訴訟対象になる日本企

業も多く、知識の浅い外国企業がターゲットになりやすい運用のされ方とも言えます。

本稿では、PROP65 の規制内容について詳しく説明し、OEHHA がリスト化している化学物質についてもご紹介し、また実践的な対策や、違反した場合の罰則・事例を踏まえて解説もします。日本企業にとって米国市場はその規模の大きさや先進的な考え方を取り入れる開放性からも、魅力的である一方で、ゲームルールを正しく理解していることが、勝利となるポイントと言えます。

2. 米国カリフォルニア州プロポジション 65 規制

2.1 規制概要と制定背景

PROP65 は、安全飲料水及び有害物質施行法(Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act)と呼ばれるカリフォルニア州法です。1986 年 11 月のカリフォルニア州住民投票により、高い支持率(63%賛成、37%反対)を得て立法化され、OEHHA が管轄しています。

州内で販売される製品で、毒性があるものから消費者を守ることを目的とし、発がん性、あるいは出生時の障害や生殖に害をもたらす可能性のある化学物質を規制しています。規制の対象となる化学物質リストは、少なくとも年に 2 回更新され、現在そのリストには約 1,000 種類の化学物質が含まれています。

PROP65 の特徴は、企業が義務を履行しなかった場合、規制当局からの警告を受けるだけでなく、民間団体や個人が違反した企業を訴えることができる点にあります。そのため、自身の金銭的なメリットを期待するような訴訟が増加し、近年では多くの日本企業が訴訟の対象となっています。訴訟対象となった場合、警告された企業とその対象製品は、OEHHA の WEB サイトで公示されると共に、違反期間に応じて、1 日あたり最高 2,500 ドルの罰金が科せられます。このことからわかるように、企業はこの訴訟からいかに避けることができるかが課題になっています。

2.2 規制対象者と要求事項

規制の対象は、次の条件を満たす組織です。

- 従業員 10 人以上の事業主
- カリフォルニア州に拠点を持たない事業でも、その製品が州内で販売、流通している場合は対象
- 製造業者、流通業者、卸売販売者、小売販売者、レストランなど商業を営む施設
- eコマースも含む

規制の対象とならない組織は、次の通りです。

- 連邦、州、地方政府及び上水道を管理する会社
- 従業員 9 人以下の事業主(注:製造者が対象外であっても小売店が対象の可能性あり)

主要要求事項として、

- PROP65 のリストに掲載されている化学物質が、安全基準値を超えて製品に含まれている場合は、明確かつ合理的な警告表示の義務があります
- PROP65 のリストに掲載されているが、安全基準値が設定されていない化学物質は、強制的に明確かつ合理的な警告表示の義務があります
- 新たな物質が、PROP65 のリストに掲載されてから 12 ヶ月後に、警告表示義務が発生します

2.3 セーフハーバーレベル(安全基準値)

化学物質により安全とみなされる基準があり、その証明をすることで対象から免除されます。

発がん性があるとされる化学物質

No Significant Risk Levels(強いリスクがあると考えにくいレベル、通称: NSRLs)が設定されており、当数値は化学物質に 70 年間接触した後、がんを発生した患者が 10 万人に 1 人以下になる 1 日の暴露量($\mu\text{g}/\text{day}$)と設定されています。例えば、発砲スチロール製品の原材料として頻繁に使用されるスチレンは、NSRLs が $27 \mu\text{g}/\text{day}$ と設定されており、1 日の暴露量がこれを上回る場合には警告表示が必要です。

タイ王国・ベトナムの 化学品法規制

ハニカム・テクノロジー(株) コンサルティング事業部
部長 中川 理緒 (なかがわ りお)

はじめに

近年、東南アジア諸国においては、化学物質の法規制の整備が加速化している。特にタイ王国及びベトナムは新規化学物質及び既存化学物質の管理制度の導入を検討しており、昨年は多くの法規制の見直しが行われた。このような中で、両国に市場を有する日本企業からの化学物質法規制制度、特に輸出前の事前の届出に関する対応の問い合わせも多い。そのため、両国における有害物質リスト及び届出と既存化学物質イベントリーとに関する規制状況とこれらに対応する上での留意点等を整理した。

1. タイ王国の化学物質・化学品法規制

タイ王国における化学物質の規制及び管理は1992年に制定された有害物質法B.E.2535により実施されている。この法規制は2019年に入り改正第3版が発表され、有害物質法(NO.4)B.E.2562(2019)が施行されている。この規制は、タイ王国国内において有害物質を生産、輸出入及び保有・使用する事業者の対応を管理することを目的としている。

1.1 有害物質法

(1)概要

有害物質法は、工業省、厚生省等の4省とこれらの下部組織である工業事業局等の6つの規制当局により所管されている。有害物質法の適用範囲は、有害物質として公表された物質あるいは原料であり、医薬品、化粧品など他の法規で管理されている物質あるいは原料は適用されない。研究開発、試験施設での標準としての使用等に関しては適用が除外される。また、この法規では、有害物質委員会を設置することが定められており、その委員会は工業省、警察局、陸運局、国内通商局、医療局、汚染管理局、エネルギー事業局、水産局、畜産局、農学局、医学局、農業局、食品・薬品局などの局長や事務局長などが任命した有識者で構成されており、有害物質の監督管理に関する政策などを策定している。すなわち、この委員会では有害物質の指定が行われている。さらに、この法規の第21条～24条において、規制の対象者が規定されている。対象者は、(タイ王国国内の)輸入業者、輸出業者、保有者と定義されており、代理人制度はない。したがって、有害物質に対する情報を秘密保護できる制度はない。

(2)有害物質

有害物質は、法第4条に規定された特性を有する化学物質であると定義されており(図表1:次頁)、

第1類から第4類の4種類に分類されている(第18条、図表2)。有害物質委員会が有害物質の監督管理に関する政策の一環として有害物質を定め、その後、委員会の意見に基づき、工業省の通知として公示・指定されている(以下、指定物質と称す)。指定物質は製造・輸入等の届出対応、管理基準が段階的に厳しくなっており、第4類指定物質が最も厳しくなっている。

- | |
|--|
| ① 爆発物
② 可燃物
③ 酸化剤及び過酸化物
④ 有毒物
⑤ 感染性物質
⑥ 放射性物質
⑦ 変異原性物質
⑧ 腐食性物質
⑨ 刺激性物質
⑩ 化学物質であるかそれ以外であるかを問わず、人、動物、植物、財産に危険を及ぼす他の物質 |
|--|

図表1 有害物質法第4条で規定される指定物質

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1種: 定められた基準、方法に従い、製造、輸入、輸出、保有されなければならない有害物質であり、1t以上の場合、輸入60日以内に届出を実施しなければならない ・第2種: 係官に届け出た上で、定められた基準、方法に従い、製造、輸入、輸出、保有されなければならない有害物質であり、届出、登録を実施しなければならない ・第3種: 許可書を得た上で、製造、輸入、輸出、保有されなければならない有害物質であり、届出、登録、ライセンス取得を実施しなければならない ・第4種: 人、動物、植物、財産、環境への危険を予防、阻止するために、製造、輸入、輸出、保有を禁止する有害物質であり、原則、製造・輸出入・保管が禁止されている |
|---|

図表2 有害物質の分類(第18条)

また有害物質は、定義された爆発物、毒性物質等の10種類の特性に基づき第1類から第4類に分類され、工業省の通知として官報で「有害物質リスト」が公示・指定されている(図表3)。同リストでは「有害物質委員会の意見に基づき、有害物質の名称又は性質、有害物質の種類、禁止期間、有害物質の管理責任機関を工業大臣が官報で告示する」とされている。

図表3 監督行政と指定物質リスト

リスト	所管省庁	種類
1	農業局	1.1:686 物質 1.2:12 グループ
2	水産局	2.1:17 物質 2.2:2 グループ 2.3:2 製品
3	畜産局	3.1:23 物質 3.2:13 グループ
4	食品・薬品 管理局	4.1:224 物質 4.2:28 グループ 4.3:6 製品
5	工業事業局	5.1:488 物質 5.2(化学廃棄物):6 グループ 5.3(使用済みの電気・電子機器):2 製品 5.4(その他の物質):10 グループ 5.6(特性に基づく規制物質)
6	エネルギー 事業局	2 グループ

この指定物質リストは2018年1月11日に有害物質リストB.E.2560(第4版)として改定されている(URL: <http://www.diw.go.th/hawk/news/haz/4-61.pdf>)。具体的な改定内容を以下に示す。また、その有効性は即日、すなわち本通知発行日(1月12日)であり、移行期間は設けられていない。

① リストの修正

- ・4.1 リスト: 第159項のMethanolを削除

② 監督管理条件の修正

- ・1.2 リスト: 第7項のMercury compounds及び第9項の微生物あるいは重要成分を含む製品

- ・4.3 リスト: 第2項及び第3項の規制製品

③ 指定物質の追加

- ・5.1 リスト: 第497-518項の指定物質を増加する(第3種)

- ・5.4 リスト: 第11項Mercury compounds(第3種)を増加する

程を経ることが必要である。指定物質リストの策定、公表あるいは化学物質インベントリーの策定、整備な

どの状況を見る限りは、新規化学物質の規制、管理制度の導入はかなり時間を要することが想定できる。

#	CAS NO.	Chemical Name	Molecular formula	Hazardous Substances	Chemical group	Hazardous Substances Code
1	59675-57-1	Oxirane, 2-methyl-, polymer with oxirane, ether with 1,2,3-propanetriol (3: 1), polymer with 1,1'-methylenebis [4-isocyanatobenzene]	-	3	LCC Group	60-P-LCC
2	181824-57-7	1,3-Butanediol, polymer with 1-isocyanato-2- [(4-isocyanatophenyl) methyl] benzene and 1,1'-methylenebis [4-isocyanatobenzene]	-	3	LCC Group	60-P-LCC
3	9077-17-2	1,2-Propanediol, polymer with 1,1'-methylenebis [isocyanatobenzene]	-	3	LCC Group	60-P-LCC
4	155662-82-1	1,3-butanediol, polymer with 1,1-methylenebis [isocyanatobenzene], 2,2-oxybis [ethanol] and 1,2-propanediol	-	3	LCC Group	60-P-LCC
5	2386-56-3	Methanesulfonic acid, potassium salt, potassium methanesulfonate	CH ₃ KO ₃ S	3	GC group (general chemicals)	60-I-GC
6	25085-46-5	Acrylic Copolymer	-	2	LCC Group	60-P-LCC
7	1014-70-6	Simetryn	The C ₈ the H ₁₅ the N ₅ the S.	3	GC group (general chemicals)	60-O-GC

図表 8 既存化学物質インベントリー(案)

2. ベトナムの化学物質・化学品法規制

化学品法は「化学品に関する法律 06/2007/QH12(以下、化学品法)」として、2007年に有害化学品の管理及び事故防止のために制定されたものであり、化学物質を取り扱う作業や事業者の権利・義務、化学品の国家的な管理を規定している。国際的な化学物質管理が進む中、化学品法の規定する事項と化学品管理の実情に隔たりがあること、また、行政手続き、国家化学品リストの整備などの課題を見直す必要性などがあり、下位法規として政令・省令などが改正され、関連する通知などを発表している。そのため、古い政令の廃止と新たな政令の周知などが情報として十分に共有

されていない状況で化学物質管理制度が運用されていること、また、今後の化学物質管理制度の方向性等に関しても通知されていない状況であり、これらの事象は日本の事業者等が化学品法に対応するうえで混乱を生じる要因ともなっている。

2.1 化学品法

化学品法は2007年に施行されたのち見直しが行われ、様々な政令、省通知が公布され、これら政令等によって運用されている。化学品の管理規制に関しては、例えば、最近では、化学品法における特定した条項を履行するため、実施に関わる指針が公布されている。例えば、政令第163/2013/ND-CPでは「化学品、

肥料、火薬類の取扱に関する義務違反に対する罰則」などがある。最近では、政令第 113/2017/ND-CP や政令に関する商工省(以下、MOIT)の指針を規定した通知第 32/2017/TT-BCT が公布されている。これらの通知の他にも「化学品の申請等に関しては化学品申告を規定」する通知第 40/2011/TT-BCT、「化学品の分類及び表示に関して規定」する通知第 04/2012/TT-BCT、「工業分野での製品・物品の生産における危険化学品の使用に係る登録を規定」する通知第 07/2013/TT-BCT 等が MOIT から公布されている。このような通知などにより、数多くの関連法規制が近年、廃止になっている。

(1) 政令第 113/2017/ND-CP

① 構成

政令第 113/2017 は 40 条項から構成されており、政令第 108/2008 の詳細を規定されたものである。主に化学物質の管理等に係る要件が規定されている。化学品管理に関わる要件の幾つかを以下に示す。

- ・ 第 1 章 第 2 条:
ベトナム社会主義共和国の領土内で化学品を取り扱う組織及び個人、関連組織・個人に適用される
- ・ 第 2 章 第 1 節 第 6 条:
化学品の生産・販売などにおける安全性確保の一般要件として化学品の保管・輸送に関する要件を規定
- ・ 第 2 章 第 2 節:
「産業分野における生産・販売」において条件付き化学品の条件(第 8 条)、条件付き化学品の製造及び/又は販売に係る証明書の発行に関する要件(第 9 条)、条件付き化学品の製造及び/又は販売に係る証明書の発行に関する申請書類、手続きに関する要件(第 10 条)
- ・ 第 2 章 第 3 節:
「工業用前駆体(Industrial Precursors)の生産、販売」に関する要件(第 11 条)、工業用前駆体の輸出入許可書の発行に関する申請書類、手続きに関する要件(第 12 条)、工業用前駆体の輸出入許可の免除等に関する要件(第 13 条)

- ・ 第 2 章 第 4 節:
産業分野において生産及び販売の制限のある化学品(第 14 条)、制限化学品の生産及び販売に関する許可取得に関する要件(第 15 条)、制限化学品の生産及び販売に関する許可取得に関する申請書類並びに手続きに関する要件(第 15 条)、制限化学品の管理(第 17 条)
- ・ 第 2 章 第 5 節:
禁止化学品の定義(第 18 条)及び毒性化学品の定義(第 19 条)
- ・ 第 4 章:
「化学物質の分類、MSDS」における、化学品の分類(第 23 条)及び化学品の安全性データシート(第 24 条)
- ・ 第 5 章:
「化学品の申告」における、申告が必要な化学品(第 25 条)、生産化学品の申告(第 26 条)、輸入化学品の申告(第 27 条)、免除の申告(第 28 条)、機密情報(第 29 条)、国家化学品リストとデータベース(第 30 条)

② 指定物質リスト

規制化学物質は政令第 113/2017 の附属書として以下のとおり、規定されている(URL:http://www.cuchoachat.gov.vn/default.aspx?page=legal&do=detail&category_id=2&id=64)。例えば、附属書Ⅴの「申告しなければならない化学品リスト」では約 1,000 種の化学物質が規制物質として指定されている。また、附属書Ⅲの「禁止化学品リスト」は、ロッテルダム条約などで国際的に規制されている化学物質が含まれている。附属書Ⅲの化学品は特殊用途に限定され国家首相の許可が必要となる。この許可に関しては商工省大臣に権限が与えられている。

- ・ 附属書Ⅰ 条件付生産・経営化学品リスト
- ・ 附属書Ⅱ 生産・経営制限化学品リスト
- ・ 附属書Ⅲ 禁止化学品リスト
- ・ 附属書Ⅳ 化学品事故防止・対応計画を作成しなければならない危険化学品リスト

～ 各社の化学物質管理 ～

第38回

AGC コーテックにおける 化学物質管理のとりくみ

AGC コーテック(株) 研究・開発センター 品質・環境グループ
グループリーダー 江澤 孝行 (えざわ たかゆき)

はじめに

ビルやマンション、プラント設備やガス・石油タンクなど建造物の外壁のほとんどには塗料が用いられている。塗料は外壁を美しく見せるだけでなく、汚れや風雨、紫外線などから建造物を長期にわたり保護する役割を担っている。弊社は、様々なニーズに適応する外壁用のフッ素樹脂塗料を提供している。また、高性能のフッ素樹脂塗料で建造物を長期間保護することで塗り替え塗装回数を削減し、塗り替え工事に伴う産業廃棄物排出量の低減に貢献している。

弊社が提供している塗料製品は混合物であるため、様々な化学物質を含有している。それゆえに対応すべき法規制も多く、また、使用して頂くお客様からの要求事項も多様化しているのが現状である。それらに対応した弊社における化学物質管理のとりくみを紹介したい。

1. 塗料製品・原材料に係る法規制

一般的に塗料は大まかに、樹脂、顔料、溶剤(または水)、添加剤といった成分で構成されている。特に溶剤を含有した塗料製品や原材料の多くは消防法における危険物に該当し、多くの危険性、有害性を内包しており、関連する法規制も多く、その取扱いには十分な配慮が必要である。溶剤を含有していない塗料製品や原材料の多くは危険物には該当しないが、関連する法規制が存在するので注意が必要である。塗料製品・原材料に関連する代表的な法規制とその主たる内容を次に示す。

1.1 消防法

主に溶剤を含有した塗料製品や原材料の多くは引火性を有しており、消防法における危険物に該当する。危険物の類別としては「第4類 引火性液体」となり、さらに引火点によって「第1石油類(非水溶性液体ま

たは水溶性液体)」、「第2石油類(非水溶性液体または水溶性液体)」といった品名に分類される。また、品名ごとに指定数量が定められており、消防法第10条第1項において、指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、指定された製造所、貯蔵所または取扱所以外の場所で行ってはならないとされている。したがって、市町村等の許可を受けた危険物施設で貯蔵・取扱いをする必要がある。また、取扱うときは危険物取扱者免状を有しているか、危険物取扱者免状を有している者の立会いの下に行わなければならない(指定数量未満の貯蔵・取扱いについては市町村条例に定められている)。危険物を運搬する際に使用する運搬容器については危険物を安全に収納するための基準を満たしている必要があり、容器の外部には必要事項(品名や危険等級(危険性に応じて3段階に区分したもの)等)を表示しなければならない。

1.2 労働安全衛生法

労働安全衛生法に関連した省令の中で塗料の化学物質管理に係る重要なものとして、特定化学物質障害予防規則(特化則)と有機溶剤中毒予防規則(有機則)がある。特化則においては特定化学物質に指定されている化学物質について様々な規制があるが、その中でも、塗料の溶剤として一般的に使用されることが多いエチルベンゼンやメチルイソブチルケトン等が特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置付けられ特別管理物質となり、名称・取扱い注意事項の掲示、作業記録の保存、作業環境測定と記録保持、健康診断の実施と記録保持等が必要になってくる。有機則においては労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤が対象であり、塗料の溶剤として一般的に使用されることが多いキシレン、トルエン等が関連してくる。特化則と同様に様々な規制があり、有機溶剤作業主任者の選任、局所排気装置や換気装置の設置等が必要になる。

労働安全衛生法に関連した化学物質管理の中で重要なものとして、化学物質リスクアセスメントがある。化学物質リスクアセスメントとは、化学物質の持つ危

険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいい、労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号に掲げるSDS(安全データシート)交付対象物質については実施することが義務付けられている。

1.3 化学物質管理促進法

化学物質管理促進法(化管法)で指定された化学物質を環境中へ排出したり、廃棄物として移動する事業者は、年度ごとにその量を把握し、規定量以上であれば都道府県を経由して国に届け出ることが義務付けられており、PRTR制度と呼ばれている。また、指定化学物質やそれを含む製品を事業者間で取引する際に、事業者は相手方に対してその成分や性質、取扱い方法などに関する情報をSDSで提供することが義務付けられている。

1.4 廃棄物処理法

溶剤を含んだ塗料製品や原材料の廃棄物の多くは引火性廃油となり特別管理産業廃棄物に該当する。特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任する必要がある。また、廃棄にあたっては、許可を受けた産業廃棄物運搬・処理業者への委託が必要となる。

2. 弊社における化学物質管理

前項で述べたように弊社が取扱う塗料製品や原材料には多くの法規制が関連しており、化学物質を適法に管理する体制が必要となる。弊社はISO14001(環境マネジメントシステム)認証を2009年に取得しており、化学物質管理を含む環境関連の全体的なマネジメントシステムとしての管理は「EMSマニュアル」に定めて運用している。なお、ISO9001(品質マネジメントシステム)認証は2008年に取得しており、化学物質管理の一部は「QMSマニュアル」にも関連している。さらに具体的な運用方法の文書として「環境法規制管理規

第 38 回 JIS の改正による対応事項 — 更新 / 管理 / 顧客への対応 —

日東電工(株) 品質・環境・安全統括部門 グループ化学物質管理部
化学物質管理グループ 主任研究員
大河内 直樹 (おおこうち なおき)

はじめに

2019 年 5 月 25 日に、GHS に関する国内規格 JIS Z 7252 と JIS Z 7253 が改正された。「GHS に基づく化学品の分類方法 JIS Z 7252:2019」及び「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z 7253:2019」が日本規格協会から発行されているが、すでに入手された方も多いただろう。手にしてみても気づかれたかと思うが、いずれもこれまでの JIS より厚くなっていて、内容も変更された箇所がいくつかある。今回は、主な変更箇所を見ていながら、改正 JIS 対応に必要な事項を考えていく。

問 1 JIS の改正による対応事項は？ 何をいつまでにしなければなら ないのか？

まず初めに、JIS Z 7252:2019 及び JIS Z 7253:2019 について、それぞれの主な改正点を挙げる。

< JIS Z 7252:2019 の主な改正点 >

- ① GHS 改訂 6 版がベース
- ② すべての危険有害性クラスに、GHS 改訂 6 版と同様な判定論理の図が追加
- ③ 新たな危険有害性項目が追加
 - ・可燃性ガスに「自然発火性ガス」が追加
 - ・鈍性化爆発物 区分 1～4 が追加
- ④ 危険有害性項目名の一部変更(図表 1)
- ⑤ 判定論理の図において、区分に該当しない場合(Not classified または No Classification) の日本語訳が、「区分外」から「区分に該当しない」に変更